

文化財を訪ねて — 見てある記 —

明星院の徳川家康文書

文化財には美術品や歴史資料、考古、

民俗、天然記念物などさまざまな分野のものがあります。そのなかで、歴史資料としての古文書は、和紙に墨で書かれ極めて地味な存在です。普通、古文書はそれを伝えてきた所有者単位に整理されませんが、種類や点数が多く、近世の古文書では数百点に及ぶものが一般的です。

今年、江戸時代を切り開いた徳川家康の没後四〇〇年という節目の年です。で、家康の古文書を紹介しましょう。市内倉田の明星院には、九〇〇点以上の古

文書が伝えられ、そのうち戦国時代から近世初頭にかけての十二点が埼玉県の文化財に指定されています（埼玉県立文書館へ寄託）。そのなかに、徳川家康から出された古文書が二点あります。

天正十八（一五九〇）年八月、関東に入国した家康は、その翌年十一月に領内の有力寺社へ一斉に朱印状を交付し領地を寄進しました。このとき、倉田（文書では「蔵田」と表記）の明星院に「拾石」が寄進された証文です（写真1）。十石というのは、十石の米（一八〇〇石）が生産できる土地という意味です。さて広くはありませんが、將軍から直々に領地を拝領した「御朱印寺」として特別の寺格をもちました。

の下に捺してあるのは家康の朱印です。「福德」という文字が彫られ、戦国争乱の永祿十二（一五六九）年頃から使用されています。印章に龍を象つた武田信玄、「天下布武」と刻んだ織田信長などと比べると、家康らしく道徳的な意味が強い印章と評されています。

もう一点は、それから二十三年後、慶長十八（一六一三）年五月二十一日に出された文書です（写真2）。寺院を統制するために各宗派ごとに出された証文のひとつで、関東の新義真言宗の僧侶が守るべき五箇条の規約を示しています。当時、明星院住職の祐長は家康の信任が厚く、関東の新義真言宗寺院を代表して駿府（静岡）に赴きこの証文を渡されたことが、家康側近の日記から判明します。

この文書のように一枚の用紙全体を使用する形式を「豎紙」といいます。印章の形は楕円形、色は黒印になり、印文「恕（ゆるすの意）家康」と、さきの寺領寄進状とは一変しています。このように、古文書も詳細に観察すると、書かれた文字だけでなく、そこに秘められたさまざまな情報を取り出すことができます。こうした面にも注意を払っていただくと、博物館などに展示された古文書もさらに楽しく鑑賞ができるでしょう。



▲写真1 徳川家康朱印状



▲写真2 徳川家康法度

写真を見ると、文書の下半分が白紙になっています。これは一枚の紙を上下二つに折って使用する「折紙」という形式の文書で、たまたま裏面となった下半分に文字がありませんでした。末尾の日付

桶川市文化財保護審議委員 重田正夫